

様式

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文

- 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（第一条関係）
- 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（第二条関係）
- 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）（第三条関係）
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第一百十六号）（第四条関係）
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）（第六条関係）
- 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）（第七条関係）

新

旧

第一号様式（第一条関係）（A4）
 平成〇年 建築基準適合判定資格者検定受検申込書
 (略)

第一号様式（第一条関係）（A4）
 平成〇年 建築基準適合判定資格者検定受検申込書
 (略)

(略)	(略)	生年月日	(略)
	(略)	平 昭 大 明 年 月 日	
(略)	(略)		

(略)	(略)	生年月日	(略)
	(略)	昭 大 大 明 年 月 日	
(略)	(略)		

第一号の二様式（第一条の二関係）（A4）
 平成〇年 構造計算適合判定資格者検定受検申込書

（新設）

私は、構造計算適合判定資格者検定を受検したいので申し込みます。私は、以下に記載した事項が事実で、かつ正確であることを誓います。

※受検番号	数字	英文字	万	千	百	十	一	

平成 年 月 日

検定
地

平成 年
月撮影

氏名

(署 名)

国土交通大臣 殿

写真の裏面
には住所の
都道府県名
及び氏名を
必ず記入の
こと

ふりがな 氏 名	性別	生年月日	一級建築士 イ ロ 登録 昭和・平成 年 月 日 第 号
	男・女	平 昭 大 明	
本籍地			
現住所	(千 局 番)	[電話 ()]	
勤務先 (課名・ 係名まで)			
勤務先 所在地	(千 局 番)	[電話 ()]	

※受付担当
者確認欄

印

収入印紙貼
付欄 (消印
してはなら
ない。)

- (注意) (1) 記入事項は、審査の対象となりますので、正確に、かつ、できるだけ詳細に記載すること。
- (2) 記入は青か黒のインク又はボールペンで丁寧に書き、数字は算用数字を用い、該当するものを○で囲むこと。
- (3) 太線内のみを記入し、※のところは記入しないこと。
- (4) 裏面の記載を忘れないこと。

(裏面) (A4)

勤務先	所在地	在 職 期 間			職務内容
		年月～ 年月	年 数	地位 職名	
実務経歴			構造計算適合 性判定	その他	
		合計			

(注意) 1) 今までの構造計算適合性判定の業務又は建築基準法施行令第

8条の4各号に掲げる業務に関する経歴全てについて年代順に書いて下さい。なお、勤務先、地位職名又は職務内容が変わった場合には区別して個々に記入すること。

2) 職務内容は、建築物の設計(構造)、建築物の確認(構造)等具体的に詳しく書いてください。

3) 所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

4) 在職期間は、地位職名ごとの満年月数とし、1ヶ月未満は切り捨てること。

5) 地位職名は、建築課長、技師、防災計画係等と明記すること。

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

確認申請書(建築物)

(第一面)

(略)

(第二面)

【1. 建築主】～【6. 工事施工者】 (略)

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 ()

未申請 ()

申請不要

【8. 備考】

(第三面)

(略)

第二号様式(第一条の三、第二条、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、第六条の三関係) (A4)

確認申請書(建築物)

(第一面)

(略)

(第二面)

【1. 建築主】～【6. 工事施工者】 (略)

【7. 備考】

(第三面)

(略)

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

() () () () () ()

【エ. 延べ面積】・【オ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【19. 備考】 (略)

(第四面)

【1. 番号】～【4. 構造】 (略)

【5. 耐火建築物等】

耐火建築物 準耐火建築物 (イー1) 準耐火建築物 (イー2)

準耐火建築物 (ロー1) 準耐火建築物 (ロー2) 耐火構造
建築物 特定避難時間倒壊等防止建築物 その他

【6. 階数】～【8. 建築設備の種類】

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の有無】

有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の有無】

【ハ. (略)】～【ホ. (略)】 (略)

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 延べ面積】・【オ. 容積率】 (略)

【エ. 延べ面積】・【オ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【19. 備考】 (略)

(第四面)

【1. 番号】～【4. 構造】 (略)

【5. 耐火建築物】

【6. 階数】～【8. 建築設備の種類】

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による確認の特例の有無】

【ロ. (略)】～【三. (略)】 (略)

【10. (略)】～【17. (略)】 (略)

(第五面)

(略)

(第六面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【10. (略)】～【17. (略)】 (略)

(第五面)

(略)

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

- 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)
- その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～⑧ (略)
- ⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

- ⑩ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、8欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ①～⑬ (略)
- ⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
- ①～⑧ (略)

- ⑨ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ①～⑬ (略)
- ⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項

の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれを記入してください。

⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「ウ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び

「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定

の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれを記入してください。

⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ル」の延べ面積及び「ウ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ウ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によるこ

める割合を乗じて得た面積を超える場合には、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「エ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑰～⑳ (略)

㉓ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「エ」は、百分率を用いてください。

㉔～㉖ (略)

5. 第四面関係

①～⑤ (略)

⑥ 5欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。
「準耐火建築物(ロー1)」(同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

⑦～⑨ (略)

⑩ 9欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪～⑱ (略)

6. (略)

7. 第六面関係

ととします。

(1)～(5) (略)

⑰～⑳ (略)

㉓ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「エ」は、百分率を用いてください。

㉔～㉖ (略)

5. 第四面関係

①～⑤ (略)

⑥ 5欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。
「準耐火建築物(ロー1)」(同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。))又は「その他」のうち該当するものを記入してください。

⑦～⑨ (略)

⑩ 9欄の「イ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪～⑱ (略)

6. (略)

- ① この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ④ 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

建築計画概要書

(略) (第一面)

(第二面)

(略)

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

建築計画概要書

(略) (第一面)

(第二面)

(略)

【1. 地名地番】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ～ 【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】

() () () ()

【エ. 延べ面積】 ・ 【ヅ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】 ～ 【18. その他必要な事項】 (略)

(第三面)

(略)

第四号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

計画変更確認申請書(建築物)

(略)

第五号様式(第二条、第二条の二、第三条関係) (A4)

建築基準法第6条第1項の規定による

確認済証

第 平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ～ 【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【エ. 延べ面積】 ・ 【ヅ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】 ～ 【18. その他必要な事項】 (略)

(第三面)

(略)

第四号様式(第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係) (A4)

計画変更確認申請書(建築物)

(略)

第五号様式(第二条、第二条の二、第三条関係) (A4)

建築基準法第6条第1項の規定による

確認済証

第 平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

なお、当該計画が同法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事が行つたものである。

記

1. 申請年月日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
4. 適合判定通知書の番号
5. 適合判定通知書の交付年月日
6. 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

注 不要な文字は、抹消してください。

第五号の二様式 (第二条関係) (A4)

建築基準法第6条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

(略)

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第6項の規定により通知します。
(略)

第六号様式 (第二条、第二条の二、第三条関係) (A4)

建築基準法第6条第7項の規定による
適合しない旨の通知書

(略)

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基

記

1. 申請年月日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
4. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
5. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
6. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第五号の二様式 (第二条関係) (A4)

建築基準法第6条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

(略)

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第12項の規定により通知します。
(略)

第六号様式 (第二条、第二条の二、第三条関係) (A4)

建築基準法第6条第13項の規定による
適合しない旨の通知書

(略)

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基

<p>準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。</p> <p>(略)</p>	<p>準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。</p> <p>(略)</p>
<p>第七号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（A4）</p> <p>建築基準法第6条第7項の規定による</p> <p>適合するかどうかを決定することができない旨の通知書</p> <p>(略)</p> <p>下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、<u>同条第7項</u>（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p> <p>(略)</p>	<p>第七号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（A4）</p> <p>建築基準法第6条第13項の規定による</p> <p>適合するかどうかを決定することができない旨の通知書</p> <p>(略)</p> <p>下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、<u>同条第13項</u>（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p> <p>(略)</p>
<p>第八号様式（第一条の三、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（A4）</p> <p>確認申請書（昇降機）</p> <p>(略)</p>	<p>第八号様式（第一条の三、第二条、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（A4）</p> <p>確認申請書（昇降機）</p> <p>(略)</p>
<p>第八号様式（第一条の三、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機以外の建築設備用）（A4）</p> <p>確認申請書（昇降機以外の建築設備）</p> <p>(略)</p>	<p>第八号様式（第一条の三、第二条、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機以外の建築設備用）（A4）</p> <p>確認申請書（昇降機以外の建築設備）</p> <p>(略)</p>
<p>第九号様式（第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（A4）</p>	<p>第九号様式（第二条、第二条の二、第三条の三関係）（昇降機用）（A4）</p>

<p>(略)</p> <p>計画変更確認申請書 (昇降機)</p> <p>(略)</p> <p>第九号様式 (第二条の二、第三条の三関係) (昇降機以外の建築設備用) (A4)</p> <p>計画変更確認申請書 (昇降機以外の建築設備)</p> <p>(略)</p> <p>第十五号様式 (第三条の四関係) (A4)</p> <p>建築基準法第6条の2第1項の規定による</p> <p>確認済証</p> <p>第 平成 年 月 日</p> <p>建築主、設置者又は築造主 様</p> <p>指定確認検査機関名 印</p> <p>下記による計画は、<u>建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。</u></p> <p>なお、当該計画が同法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する確認検査員が行ったものである。</p> <p>記</p> <p>1. 建築場所、設置場所又は築造場所</p> <p>2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要</p> <p>3. 確認を行った確認検査員氏名</p>	<p>(略)</p> <p>計画変更確認申請書 (昇降機)</p> <p>(略)</p> <p>第九号様式 (第二条、第二条の二、第三条の三関係) (昇降機以外の建築設備用) (A4)</p> <p>計画変更確認申請書 (昇降機以外の建築設備)</p> <p>(略)</p> <p>第十五号様式 (第三条の四関係) (A4)</p> <p>建築基準法第6条の2第1項の規定による</p> <p>確認済証</p> <p>第 平成 年 月 日</p> <p>建築主、設置者又は築造主 様</p> <p>指定確認検査機関名 印</p> <p>下記による計画は、<u>建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。</u></p> <p>記</p> <p>1. 建築場所、設置場所又は築造場所</p> <p>2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要</p> <p>3. 確認を行った確認検査員氏名</p>
<p>(略)</p> <p>計画変更確認申請書 (昇降機)</p> <p>(略)</p> <p>第九号様式 (第二条、第二条の二、第三条の三関係) (昇降機以外の建築設備用) (A4)</p> <p>計画変更確認申請書 (昇降機以外の建築設備)</p> <p>(略)</p> <p>第十五号様式 (第三条の四関係) (A4)</p> <p>建築基準法第6条の2第1項の規定による</p> <p>確認済証</p> <p>第 平成 年 月 日</p> <p>建築主、設置者又は築造主 様</p> <p>指定確認検査機関名 印</p> <p>下記による計画は、<u>建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。</u></p> <p>記</p> <p>1. 建築場所、設置場所又は築造場所</p> <p>2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要</p> <p>3. 確認を行った確認検査員氏名</p>	<p>(略)</p> <p>計画変更確認申請書 (昇降機)</p> <p>(略)</p> <p>第九号様式 (第二条、第二条の二、第三条の三関係) (昇降機以外の建築設備用) (A4)</p> <p>計画変更確認申請書 (昇降機以外の建築設備)</p> <p>(略)</p> <p>第十五号様式 (第三条の四関係) (A4)</p> <p>建築基準法第6条の2第1項の規定による</p> <p>確認済証</p> <p>第 平成 年 月 日</p> <p>建築主、設置者又は築造主 様</p> <p>指定確認検査機関名 印</p> <p>下記による計画は、<u>建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。</u></p> <p>記</p> <p>1. 建築場所、設置場所又は築造場所</p> <p>2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要</p> <p>3. 確認を行った確認検査員氏名</p>

4. 適合判定通知書の番号

5. 適合判定通知書の交付年月日

6. 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

注 不要な文字は、抹消してください。

第十五号の二様式 (第三条の四関係) (A4)

建築基準法第6条の2第4項の規定による

適合しない旨の通知書

(略)

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項 (同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、同条第4項 (同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

(略)

第十五号の三様式 (第三条の四関係) (A4)

建築基準法第6条の2第4項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

(略)

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項 (同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第6条の2第4項 (同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

(略)

第十六号様式 (第三条の五関係) (A4)

4. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号

5. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日

6. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第十五号の二様式 (第三条の四関係) (A4)

建築基準法第6条の2第9項の規定による

適合しない旨の通知書

(略)

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項 (同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、同条第9項 (同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

(略)

第十五号の三様式 (第三条の四関係) (A4)

建築基準法第6条の2第9項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

(略)

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項 (同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第6条の2第9項 (同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定により通知します。

(略)

第十六号様式 (第三条の五関係) (A4)

建築基準法第6条の2第5項の規定による
確認審査報告書

(略)

下記による計画について、建築基準法第6条の2第1項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認のための審査を行ったので、同法第6条の2第5項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により、当該審査の結果を報告します。

記

1. ～4. (略)
5. 確認審査を行った確認検査員氏名
6. 構造計算適合性判定の結果
7. 適合判定通知書の番号
8. 適合判定通知書の交付年月日
9. 適合判定通知書の交付者
10. ～11. (略)

(注意) 建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する確認検査員が行った場合においては、5欄に同項ただし書の確認検査員である旨が分かるように記入してください。

第十七号様式(第三条の六関係)(A4)

建築基準法第6条の2第6項の規定による

適合しないと認める旨の通知書

(略)

下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。これ

建築基準法第6条の2第10項の規定による
確認審査報告書

(略)

下記による計画について、建築基準法第6条の2第1項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認のための審査を行ったので、同法第6条の2第10項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により、当該審査の結果を報告します。

記

1. ～4. (略)
5. 確認審査を行った確認検査員氏名
6. 構造計算適合性判定の結果
7. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
8. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
9. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者
10. ～11. (略)

第十七号様式(第三条の六関係)(A4)

建築基準法第6条の2第11項の規定による

適合しないと認める旨の通知書

(略)

下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。これ

により下記による確認済証はその効力を失います。
(略)

第十八号様式 (第三条の六関係) (A4)

建築基準法第6条の2第6項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

(略)

貴職から報告を受けた下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。これにより下記による確認済証はその効力を失います。
(略)

第十八号の二様式 (第三条の七、第三条の十関係) (A4)

構造計算適合性判定申請書
(第一面)

建築基準法第6条の3第1項 (同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による構造計算適合性判定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

知事又は指定構造計算適合性判定機関 様

平成 年 月 日
申請者氏名 印

設計者氏名 印

※手数料欄

により下記による確認済証はその効力を失います。
(略)

第十八号様式 (第三条の六関係) (A4)

建築基準法第6条の2第11項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

(略)

貴職から報告を受けた下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。これにより下記による確認済証はその効力を失います。
(略)

(新設)

※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(第二面)

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

-
- 【三. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ヘ. 電話番号】
 - 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【三. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【三. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【三. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
-

【へ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

【4. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【5. 確認の申請】

申請済 ()

未申請 ()

【6. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替

【7. 備考】

(第三面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができません。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄及び3欄は、代理人又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理人又は設計者の住所を書いてください。
- ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物に係る他の全ての設計者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 住居表示が定まっているときは、4欄の「ロ」に記入してください。
- ⑦ 5欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合には、申請をした市町村若しくは都道府

県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

- ⑧ 6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 建築物の名称又は工事が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。
- ④ 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。
- ⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるように記載してください。
- ⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

第十八号の三様式（第三条の七、第三条の十関係）（A4）

計画変更構造計算適合性判定申請書

（新設）

(第一面)

建築基準法第6条の3第1項(同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による計画の変更の構造計算適合性判定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

知事又は指定構造計算適合性判定機関 様

平成 年 月 日
申請者氏名 印

設計者氏名 印

【計画を変更する建築物の直前の構造計算適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 平成 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

※手数料欄

※手数料欄			
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書番号欄	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

(注意)

① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略すること

ができません。

② 数字は算用数字を用いてください。

③ ※印のある欄は記入しないでください。

第十八号の四様式 (第三条の九関係) (A4)

建築基準法第6条の3第4項の規定による
適合判定通知書

(新設)

第 号
平成 年 月 日
建築主 様
知事 印

下記による構造計算適合性判定申請書に記載の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第十八号の五様式 (第三条の九関係) (A4)

建築基準法第6条の3第4項の規定による
適合しない旨の通知書

(新設)

第 平成 年 月 日 号

建築主 様

知事 印

別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができず（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となりず。））、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

（理由）

第十八号の六様式（第三条の九関係）（A4）

建築基準法第6条の3第5項に規定する

（新設）

期間を延長する旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 様

知事 印

下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第6条の3第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

第十八号の七様式 (第三条の九関係) (A4)

建築基準法第6条の3第6項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

(新設)

第 号
平成 年 月 日

建築主

様

知事

印

下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同条第6項の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができません（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日
 2. 建築場所
- (理由)

(備考)

第十八号の八様式 (第三条の十一関係) (A4)
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される
同法第6条の3第4項の規定による
適合判定通知書

(新設)

号
第
平成 年 月 日
建築主 様 印

指定構造計算適合性判定機関名

印

下記による構造計算適合性判定申請書に記載の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要
4. 構造計算適合性判定を行った構造計算適合性判定員氏名

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第十八号の九様式 (第三条の十一関係) (A4)

(新設)

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される
同法第6条の3第4項の規定による
適合しない旨の通知書

号 第 平成 年 月 日
様
建築主

指定構造計算適合性判定機関 印

別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができず（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となりませす。）、処分の取消しの訴えを提起することができませす（なお、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりませす。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該判決を経た後でなければ、提起することができませせん（①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

（理由）

第十八号の十様式（第三条の十一関係）（A4）
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

（新設）

同法第6条の3第5項に規定する
期間を延長する旨の通知書

第 平成 年 月 日 号

建築主 様

指定構造計算適合性判定機関 印

下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第6条の3第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記

- 1. 申請年月日 平成 年 月 日
- 2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

第十八号の十一様式 (第三条の十一関係) (A4)
建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される
同法第6条の3第6項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

(新設)

第 平成 年 月 日 号

建築主

様

指定構造計算適合性判定機関

印

下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第6条の3第6項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができません（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁判の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりません。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁判を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日
2. 建築場所

<p>(理由)</p> <p>(備考)</p>	
<p>第十八号の十二様式 (第三条の十八関係) (A4)</p> <p>登録特定建築基準適合判定資格者講習修了証明書</p> <p>(氏名)</p> <p>年 月 日 生</p> <p>証明書番号 第 第 号</p> <p>講習修了年月日 第 第 号</p> <p>建築基準法施行規則第3条の13第1項第3号の登録特定建築基準適合判定資格者講習を修了したことを証する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関名</p> <p>代表者名</p> <p>印</p>	<p>(新設)</p>
<p>第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係) (A4)</p> <p>完了検査申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 第四面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ(3)の規定の適用を受ける部分に</p>	<p>第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係) (A4)</p> <p>完了検査申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 第四面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ(3)の規定の適用を受ける部分に</p>

ついで記載してください。

⑨～⑪ (略)

第二十一号様式 (第四条の四関係) (A4)

建築基準法第7条第5項の規定による

検査済証

(略)

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(略)

第二十四号様式 (第四条の六関係) (A4)

検査済証を交付できない旨の通知書

(略)

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(略)

第二十六号様式 (第四条の八、第四条の十一の二関係) (A4)

中間検査申請書

(略)

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

て記載してください。

⑨～⑪ (略)

第二十一号様式 (第四条の四関係) (A4)

建築基準法第7条第5項の規定による

検査済証

(略)

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(略)

第二十四号様式 (第四条の六関係) (A4)

検査済証を交付できない旨の通知書

(略)

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項 (建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(略)

第二十六号様式 (第四条の八、第四条の十一の二関係) (A4)

中間検査申請書

(略)

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は<u>第137条の2第1号イ(3)</u>の規定の適用を受ける部分について記載してください。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は<u>第137条の2第1号ハ</u>の規定の適用を受ける部分について記載してください。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p>
<p>第二十八号様式 (第四条の十関係) (A4)</p> <p>建築基準法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証 (略)</p> <p>下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の3第4項の規定による検査の結果、<u>建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)</u>の建築基準関係規定に適合していることを証明する。</p> <p>(略)</p>	<p>第二十八号様式 (第四条の十関係) (A4)</p> <p>建築基準法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証 (略)</p> <p>下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の3第4項の規定による検査の結果、<u>建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)</u>の建築基準関係規定に適合していることを証明する。</p> <p>(略)</p>
<p>第三十一号様式 (第四条の十三関係) (A4)</p> <p>建築基準法第7条の4第3項の規定による中間検査合格証 (略)</p> <p>下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の4第1項の規定による検査の結果、<u>建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)</u>の建築基準関係規定に適合していることを証明する。</p> <p>(略)</p>	<p>第三十一号様式 (第四条の十三関係) (A4)</p> <p>建築基準法第7条の4第3項の規定による中間検査合格証 (略)</p> <p>下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の4第1項の規定による検査の結果、<u>建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)</u>の建築基準関係規定に適合していることを証明する。</p> <p>(略)</p>
<p>第三十三号様式 (第四条の十六関係) (A4)</p> <p><u>仮使用認定申請書</u> (第一面)</p> <p>建築基準法第7条の6第1項第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>仮使用の認定</u>を</p>	<p>第三十三号様式 (第四条の十六関係) (A4)</p> <p><u>仮使用承認申請書</u> (第一面)</p> <p>建築基準法第7条の6第1項第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>仮使用の承認</u>を</p>

申請します。
(略)

【仮使用の認定を申請する建築物等】
(略)

※受付欄	※建築主事 印	※審査担当者 印		
(略)	(略)	※決裁欄 (略)	※認定番号 (略)	※特記 (略)

(第二面)

【1. 建築主、設置者又は築造主】 ～ 【11. 備考】 (略)
(注意)

1. 第一面関係

- ① (略)
- ② 「仮使用の認定を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ (略)

2. 第二面関係

- ①～④ (略)
- ⑤ 4欄は建築物又は工作物（昇降機を除く。）について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の認定を受けようとする場合に記入してください。
- ⑥～⑧ (略)

申請します。
(略)

【仮使用の承認を申請する建築物等】
(略)

※受付欄	※建築主事 印	※審査担当者 印		
(略)	(略)	※決裁欄 (略)	※承認番号 (略)	※特記 (略)

(第二面)

【1. 建築主、設置者又は築造主】 ～ 【11. 備考】 (略)
(注意)

1. 第一面関係

- ① (略)
- ② 「仮使用の承認を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ (略)

2. 第二面関係

- ①～④ (略)
- ⑤ 4欄は建築物又は工作物（昇降機を除く。）について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の承認を受けようとする場合に記入してください。
- ⑥～⑧ (略)

第三十四号様式 (第四条の十六関係) (A4)

仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法第7条の6第1項第2号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定を申請します。

建築主事又は指定確認検査機関 様

平成 年 月 日

申請者氏名 印

第三十四号様式 (第四条の十六関係) (A4)

仮使用承認申請書

(第一面)

建築基準法第7条の6第1項第1号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の承認を申請します。

建築主事 様

平成 年 月 日

申請者氏名 印

【仮使用の認定を申請する建築物等】

(略)

※受付欄 (略)	※決裁欄 (略)	※認定番号 (略)	※特記 (略)
-------------	-------------	--------------	------------

(第二面)

【1. 建築主、設置者又は築造主】 ～ 【6. 仮使用の用途】 (略)

【7. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【8. 仮使用期間】 ～ 【10. 備考】 (略)

(注意)

1. 第一面関係

① (略)

【仮使用の承認を申請する建築物等】

(略)

※受付欄 (略)	※決裁欄 (略)	※承認番号 (略)	※特記 (略)
-------------	-------------	--------------	------------

(第二面)

【1. 建築主、設置者又は築造主】 ～ 【6. 仮使用の用途】 (略)

【7. 仮使用期間】 ～ 【9. 備考】 (略)

(注意)

1. 第一面関係

① (略)

- ② 「仮使用の認定を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ (略)
2. 第二面関係
- ①～④ (略)
- ⑤ 4欄は建築物又は工作物（昇降機を除く。）について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の認定を受けようとする場合に記入してください。
- ⑥ (略)
- ⑦ 6欄及び9欄は、できるだけ具体的に書いてください。

第三十五号様式（第四条の十六関係）（A4）

仮使用認定通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は建造主 様

特定行政庁 印

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。（略）

- ② 「仮使用の承認を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ (略)
2. 第二面関係
- ①～④ (略)
- ⑤ 4欄は建築物又は工作物（昇降機を除く。）について、5欄は昇降機又は建築設備について仮使用の承認を受けようとする場合に記入してください。
- ⑥ (略)
- ⑦ 6欄及び8欄は、できるだけ具体的に書いてください。

第三十五号様式（第四条の十六関係）（A4）

仮使用承認通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は建造主 様

特定行政庁 印

下記に係る仮使用の承認の申請については、建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を承認しましたので、通知します。（略）

第三十五号の二様式（第四条の十六関係）（A4）

仮使用認定通知書

第 平成 年 月 日

建築主、設置者又は建造主 様

建築主事 印

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第7条の6第1項第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。（略）

第三十五号の三様式（第四条の十六関係）（A4）

仮使用認定通知書

第 平成 年 月 日

建築主、設置者又は建造主 様

指定確認検査機関名 印

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第7条の6第1項第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

記

第三十六号様式（第四条の十六関係）（A4）

仮使用承認通知書

第 平成 年 月 日

建築主、設置者又は建造主 様

建築主事 印

下記に係る仮使用の承認の申請については、建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を承認しましたので、通知します。（略）

（新設）

1. 申請年月日 平成 年 月 日
2. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
3. 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
4. 仮使用認定のための審査を行った確認検査員氏名
(条件)

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第三十五号の四様式 (第四条の十六の二関係) (A4)

(新設)

建築基準法第7条の6第3項の規定による
仮使用認定報告書

第 年 月 日
平成 年 月 日

特定行政庁 様

指定確認検査機関名

印

下記に係る仮使用の認定の申請について、建築基準法第7条の6第1項第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用を認定したので、同法第7条の6第3項(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名
2. 確認済証番号 第 号

3. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
4. 確認済証交付者
5. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
6. 仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
7. 仮使用の用途
8. 仮使用期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
9. 仮使用認定のための審査を行った確認検査員氏名
10. 仮使用認定通知書番号 第 号
11. 仮使用認定通知書交付年月日 平成 年 月 日

第三十五号の五様式（第四条の十六の三）（A4）

（新設）

建築基準法第7条の6第4項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第	号
平成	年 月 日
建築主、設置者又は築造主	様
	特定行政庁 印

下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。これにより下記による仮使用認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

た、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に 被告として（訴訟において 代表する者は
となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができません
（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

1. 仮使用認定通知書番号 第 号
2. 仮使用認定通知書交付年月日 平成 年 月 日
3. 仮使用認定通知書交付者
4. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
5. 仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(理由)

第三十六号様式（第四条の十六の三）（A4）

建築基準法第7条の6第4項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

(新設)

第 号

平成 年 月 日

指定確認検査機関 様

貴職から報告を受けた下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。これにより下記による仮使用認定通知書はその効力を失います。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名 第 号
2. 仮使用認定通知書番号 平成 年 月 日
3. 仮使用認定通知書交付年月日
4. 敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
5. 仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(理由)

<p>第三十六号の二様式 <u>(第四条の二十三関係)</u> (A4) 登録調査資格者講習修了証明書 (略)</p>	<p>第三十六号の二様式 <u>(第四条の二十五関係)</u> (A4) 登録調査資格者講習修了証明書 (略)</p>
<p>第三十六号の二の二様式 <u>(第四条の二十六関係)</u> (A4) 登録昇降機検査資格者講習修了証明書 (略)</p>	<p>第三十六号の二の二様式 <u>(第四条の三十七関係)</u> (A4) 登録昇降機検査資格者講習修了証明書 (略)</p>
<p>第三十六号の二の三様式 <u>(第四条の二十八関係)</u> (A4) 登録建築設備検査資格者講習修了証明書 (略)</p>	<p>第三十六号の二の三様式 <u>(第四条の三十九関係)</u> (A4) 登録建築設備検査資格者講習修了証明書 (略)</p>

第三十六号の二の四様式 (第五条関係) (A4)
定期調査報告書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑥ (略)
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検査法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検査法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検査法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検査法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検査法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検査法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検査法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検査法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑧～⑯
4. ・ 5. (略)

第三十七号様式 (第六条の三、第十一条の四関係) (A4)
建築基準法令による処分等の概要書

第三十六号の二の四様式 (第五条関係) (A4)
定期調査報告書

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑥ (略)
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検査法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検査法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検査法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検査法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検査法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検査法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検査法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検査法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑧～⑯
4. ・ 5. (略)

第三十七号様式 (第六条の三、第十一条の四関係) (A4)
建築基準法令による処分等の概要書

【1. 建築確認】

(構造計算適合性判定)

【イ. 適合判定通知書交付者】

【ロ. 適合判定通知書番号】 第 号

【ハ. 交付年月日】 平成 年 月 日

(略)

第三十八号様式 (第七条関係)

(表面)

建築物等

立入検査証

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第12条第7項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、

【1. 建築確認】

(構造計算適合性判定)

【イ. 判定結果通知書交付者】

【ロ. 判定結果通知書番号】 第 号

【ハ. 交付年月日】 平成 年 月 日

(略)

第三十八号様式 (第七条関係)

(表面)

建築物、建築工事場等

立入検査証

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第12条第6項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第11項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を

事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第7項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第12条第7項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九号様式（第七条関係）
（略）

（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をするとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋
第9条の2（略）
第12条第7項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を

検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が前条第6項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前条第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九号様式（第七条関係）
（略）

（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物、建築工事場等に立入検査をするとともに、違反建築物に対し工事の停止又は使用禁止若しくは使用制限を命ずる職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋
第9条の2（略）
第12条第6項 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を

受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関する物件、設計図書その他建築物に関する工事に関する物件若しくは建築物に関する調査に係る物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第7項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第12条第7項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第11項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地又は建築工事場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、設計図書その他建築物に関する工事に関する物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第13条 建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が前条第6項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2（第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前条第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九号の二様式（第七条関係）

（表面）

8.5cm

（新設）

平成 年 月 日 交付第 号 (使用期間一箇年)

職 名	氏 名	生 年 月 日
-----	-----	---------

建築物等

建築物等
 印
 発行者

刻
 印

(写真)

立 入 検 査 証

5.5cm

(裏面)

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第15条の2 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第68条の10第1項の型式適合認定、第68条の25第1項の構造方法等の認定若しくは第68条の26の特殊構造方法等認定（以下この項において「型式適合認定等

」という。)を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡し状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況若しくは建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に係る物件、設計図書その他建築物に関する工事に関する物件、建築物に関する調査に関する物件若しくは型式適合認定等に関する物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十二号様式 (第八条の二関係) (A4)

建築基準法第18条第2項の規定による
計画通知書 (建築物)

第四十二号様式 (第八条の二関係) (A4)

建築基準法第18条第2項の規定による
計画通知書 (建築物)

(略)

(注意)

1. 第2面から第6面までとして別記第2号様式の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記第2号様式の(注意)に準じて記入してください。

第四十二号の三様式(第八条の二関係)(A4)

建築基準法第18条第3項の規定による

確認済証

第 平成 年 月 日

建築主、設置者又は建造主 様

建築主事 印

下記の計画は、建築基準法第18条第3項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

なお、当該計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事が行ったものである。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(略)

(注意)

1. 第2面から第5面までとして別記第2号様式の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記第2号様式の(注意)に準じて記入してください。

第四十二号の三様式(第八条の二関係)(A4)

建築基準法第18条第3項の規定による

確認済証

第 平成 年 月 日

建築主、設置者又は建造主 様

建築主事 印

下記の計画は、建築基準法第18条第3項(同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

- 4. 適合判定通知書の番号
- 5. 適合判定通知書の交付年月日
- 6. 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。
注 不要な文字は、抹消してください。

- 第四十二号の四様式 (第八条の二関係) (A4)
- 建築基準法第6条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

(略)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条第13項の規定により通知します。

- 第四十二号の五様式 (第八条の二関係) (A4)
- 建築基準法第18条第3項の規定による
適合しない旨の通知書

(略)

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第3項 (同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

- 第四十二号の六様式 (第八条の二関係) (A4)
- 建築基準法第18条第14項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

- 4. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
- 5. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
- 6. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

- 第四十二号の四様式 (第八条の二関係) (A4)
- 建築基準法第6条第4項に規定する
期間を延長する旨の通知書

(略)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条第11項の規定により通知します。

- 第四十二号の五様式 (第八条の二関係) (A4)
- 建築基準法第18条第3項の規定による
適合しない旨の通知書

(略)

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第3項 (同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

- 第四十二号の六様式 (第八条の二関係) (A4)
- 建築基準法第18条第12項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第14項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。
 (略)

第四十二号の十二の様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第4項の規定による
 計画通知書
 (第一面)

建築基準法第18条第4項（同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。

知事又は指定構造計算適合性判定機関 様 第 年 月 日 号

通知者官職 平成 年 月 日 号
 印

設計者氏名 印

※手数料欄			
※受付欄	※法裁欄	※適合判定通知書番号欄	
平成 年 月 日 第 号		平成 年 月 日 第 号	
係員印		係員印	

(注意)

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第12項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。
 (略)

(新設)

1. 第2面及び第3面として別記第18号の2様式の第2面及び第3面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記第18号の2様式の(注意)に準じて記入してください。

第四十二号の十二の三様式(第八条の二関係) (A4)

(新設)

建築基準法第18条第4項の規定による
計画変更通知書

(第一面)

建築基準法第18条第4項(同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により計画の変更を通知します。

知事又は指定構造計算適合性判定機関 様 第 号

平成 年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

【計画を変更する建築物の直前の構造計算適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 平成 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

※手数料欄			
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書番号欄	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

(注意)
別記第18号の3様式の(注意)に準じて記入してください。

第四十二号の十二の四様式(第八条の二関係)(A4)

建築基準法第18条第7項の規定による

適合判定通知書

(新設)

第 号
平成 年 月 日
建築主 様
知事 印

下記の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準
又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の十二の五様式(第八条の二関係)(A4)

建築基準法第18条第7項の規定による

適合しない旨の通知書

(新設)

第 号
平成 年 月 日
建築主 様
知事 印

別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(理由)

第四十二号の十二の六様式(第八条の二関係)(A4)

建築基準法第18条第8項に規定する

期間を延長する旨の通知書

第 号

平成 年 月 日

建築主

様

知事

印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第7項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第8項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

(新設)

第四十二号の十二の七様式（第八条の二関係）（A4）

（新設）

建築基準法第18条第9項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号

平成 年 月 日

建築主

様

知事

印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第9項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号

2. 建築場所

（理由）

（備考）

第四十二号の十二の八様式（第八条の二関係）（A4）

（新設）

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

同法第18条第7項の規定による

適合判定通知書

第 号

平成 年 月 日

建築主

様

指定構造計算適合性判定機関名

印

下記の計画は、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要
4. 構造計算適合性判定を行った構造計算適合性判定員氏名

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の十二の九様式(第八条の二関係) (A4)

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

同法第18条第7項の規定による

適合しない旨の通知書

第 号

平成 年 月 日

建築主 様

指定構造計算適合性判定機関 印

別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

(理由)

第四十二号の十二の十様式(第八条の二関係) (A4)

(新設)

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

同法第18条第8項に規定する

期間を延長する旨の通知書

第 平成 年 月 日

第 平成 年 月 日

建築主

様

指定構造計算適合性判定機関

印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第7項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第8項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号

2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

第四十二号の十二の十一様式(第八条の二関係) (A4)

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

同法第18条第9項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号

(新設)

平成 年 月 日

建築主

様

指定構造計算適合性判定機関

印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第9項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)

第四十二号の十三様式 (第八条の二関係) (A4)

工事完了通知書

(略)

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第16項 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定により、通知します。

(略)

第四十二号の十四様式 (第八条の二関係) (A4)

工事完了通知書

(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法

第四十二号の十三様式 (第八条の二関係) (A4)

工事完了通知書

(略)

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第14項 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定により、通知します。

(略)

第四十二号の十四様式 (第八条の二関係) (A4)

工事完了通知書

(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法

第18条第16項の規定により、通知します。

(略)

第四十二号の十五様式 (第八条の二関係) (A 4)

検査済証を交付できない旨の通知書

(略)

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第18項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

(略)

第四十二号の十六様式 (第八条の二関係) (A 4)

建築基準法第18条第18項の規定による

検査済証

(略)

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定による検査の結果、同法第18条第3項 (同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(略)

第四十二号の十七様式 (第八条の二関係) (A 4)

特定工程工事終了通知書

(第一面)

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第19項 (同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。) の規定により、通知します。

(略)

第18条第14項の規定により、通知します。

(略)

第四十二号の十五様式 (第八条の二関係) (A 4)

検査済証を交付できない旨の通知書

(略)

下記に係る工事は、建築基準法第18条第15項 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第16項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

(略)

第四十二号の十六様式 (第八条の二関係) (A 4)

建築基準法第18条第16項の規定による

検査済証

(略)

下記に係る工事は、建築基準法第18条第15項 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。) の規定による検査の結果、同法第18条第3項 (同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項) の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(略)

第四十二号の十七様式 (第八条の二関係) (A 4)

特定工程工事終了通知書

(第一面)

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第17項 (同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。) の規定により、通知します。

(略)

第四十二号の十八様式（第八条の二関係）（A4）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第21項に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

（略）

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第21項の規定による

中間検査合格証

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の二十様式（第八条の二関係）（A4）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第18条第24項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第四十二号の十八様式（第八条の二関係）（A4）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第18項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第19項に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

（略）

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（A4）

建築基準法第18条第19項の規定による

中間検査合格証

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第19項（同法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の二十様式（第八条の二関係）（A4）

仮使用承認申請書

（第一面）

建築基準法第18条第22項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認を申請します。

（略）

【仮使用の認定を申請する建築物等】

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
平成 年 月 日	※特記	※決裁欄 (略)	※認定番号 (略)
(略)			※特記 (略)
(略)			

(略)

第四十二号の二十一様式 (第八条の二関係) (A4)

仮使用認定申請書
(第一面)

建築基準法第18条第24項第2号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定を申請します。

(略)

【仮使用の認定を申請する建築物等】

(略)

※受付欄	※決裁欄	※認定番号	※特記
(略)			

【仮使用の承認を申請する建築物等】

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
平成 年 月 日	※特記	※決裁欄 (略)	※承認番号 (略)
(略)			※特記 (略)
(略)			

(略)

第四十二号の二十一様式 (第八条の二関係) (A4)

仮使用承認申請書
(第一面)

建築基準法第18条第22項第1号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の承認を申請します。

(略)

【仮使用の承認を申請する建築物等】

(略)

※受付欄	※決裁欄	※承認番号	※特記
(略)			

<p>(略)</p> <p>第四十二号の二十二様式 (第八条の二関係) (A4)</p> <p style="text-align: center;"><u>仮使用認定通知書</u></p> <p>(略)</p> <p>下記に係る<u>仮使用の認定</u>の申請については、<u>建築基準法第18条第24項第1号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>仮使用を認定</u>しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>第四十二号の二十三様式 (第八条の二関係) (A4)</p>	<p>(略)</p> <p>第四十二号の二十二様式 (第八条の二関係) (A4)</p> <p style="text-align: center;"><u>仮使用承認通知書</u></p> <p>(略)</p> <p>下記に係る<u>仮使用の承認</u>の申請については、<u>建築基準法第18条第22項第1号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>仮使用を承認</u>しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>第四十二号の二十三様式 (第八条の二関係) (A4)</p>
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>仮使用認定通知書</u></p> <p>(略)</p> <p>下記に係る<u>仮使用の認定</u>の申請については、<u>建築基準法第18条第24項第2号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>仮使用を認定</u>しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4)</p> <p style="text-align: center;">許可申請書 (建築物)</p> <p style="text-align: center;">(第一面)</p> <p>(略)</p> <p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】 (略)</p> <p>【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)</p> <p>【イ. 建築物全体】 (略)</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>仮使用承認通知書</u></p> <p>(略)</p> <p>下記に係る<u>仮使用の承認</u>の申請については、<u>建築基準法第18条第22項第1号</u> (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による<u>仮使用を承認</u>しましたので、通知します。</p> <p>(略)</p> <p>第四十三号様式 (第十条の四関係) (A4)</p> <p style="text-align: center;">許可申請書 (建築物)</p> <p style="text-align: center;">(第一面)</p> <p>(略)</p> <p>【1. 地名地番】～【9. 建築面積】 (略)</p> <p>【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)</p> <p>【イ. 建築物全体】 (略)</p> <p>【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)</p>

の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ～ 【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】

() () () () () () () () () ()

【エ. 延べ面積】 ・ 【オ. 容積率】 (略)

【11. 建築物の数】 ～ 【15. 備考】 (略)

(第三面)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑫ (略)

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、

「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ～ 【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【エ. 延べ面積】 ・ 【オ. 容積率】 (略)

【11. 建築物の数】 ～ 【15. 備考】 (略)

(第三面)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑫ (略)

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 10欄の「ㄱ」の延べ面積及び「ㄴ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積の場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超えない面積を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ㄴ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

- ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「ㄴ」は、百分率を用いてください。

⑰ (略)

4. (略)

第四十八号様式（第十条の四の二関係）（A4）

認定申請書

（第一面）

(略)

（第二面）

【1. 地名地番】～【9. 建築面積】 (略)

- ⑮ 10欄の「ㄴ」の延べ面積及び「ㄱ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ㄴ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

- ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「ㄴ」は、百分率を用いてください。

⑰ (略)

4. (略)

第四十八号様式（第十条の四の二関係）（A4）

認定申請書

（第一面）

(略)

（第二面）

【1. 地名地番】～【9. 建築面積】 (略)

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ～ 【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】

() () () () () () () () () ()

【ゾ. 延べ面積】 ・ 【ヅ. 容積率】 (略)

【11. 建築物の数】 ～ 【15. 備考】 (略)

(第三面)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑫ (略)

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ～ 【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 延べ面積】 ・ 【ゾ. 容積率】 (略)

【11. 建築物の数】 ～ 【15. 備考】 (略)

(第三面)

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑫ (略)

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用

は、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 10欄の「ヅ」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超えない面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ユ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

- ⑯ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。

⑰ (略)

4. (略)

第四十九号の三様式（第十条の四の四関係）（A4）

指定申請書

（第一面） ・ （第二面）

途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 10欄の「ユ」の延べ面積及び「ヅ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ユ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

- ⑯ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。

⑰ (略)

4. (略)

第四十九号の三様式（第十条の四の四関係）（A4）

指定申請書

（第一面） ・ （第二面）

(略)

(第三面)

【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)

【7. 現に存する建築物の容積率】

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

【ヅ. 延べ面積】・【エ. 容積率】 (略)

【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】～【10. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑫ (略)

⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについて

(略)

(第三面)

【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)

【7. 現に存する建築物の容積率】

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 延べ面積】・【ヅ. 容積率】 (略)

【8. 現に存する建築物に係る許可・認定等】～【10. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑫ (略)

⑬ 7欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、7欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用

は7欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 7欄の「エ」の延べ面積及び「ウ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合は、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(1)～(5) (略)

- ⑯ (略)

- ⑰ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7欄の「エ」は、百分率を用いてください。

第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（A4）

指定取消申請書

（第一面）

（略）

（第二面）

途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 7欄の「エ」の延べ面積及び「ウ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(1)～(5) (略)

- ⑯ (略)

- ⑰ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7欄の「エ」は、百分率を用いてください。

第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（A4）

指定取消申請書

（第一面）

（略）

（第二面）

【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)

【7. 現に存する建築物の容積率】

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

【ヲ. 延べ面積】・【ヅ. 容積率】 (略)

【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～⑫ (略)

⑬ 7欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれ床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、7欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その

【1. 敷地の番号】～【6. 敷地面積】 (略)

【7. 現に存する建築物の容積率】

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 延べ面積】・【ヅ. 容積率】 (略)

【8. その他必要な事項】・【9. 備考】 (略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～⑫ (略)

⑬ 7欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、7欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とし

地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 7 欄の「ユ」の延べ面積及び「ロ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(1)～(5) (略)

⑯ (略)

- ⑰ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「ユ」は、百分率を用いてください。

第五十号の五様式（第十条の五の五関係）（A4）

型式部材等製造者認証申請書

(略)

建築基準法第68条の11第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認証を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

す。

- ⑮ 7 欄の「ル」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

(1)～(5) (略)

⑯ (略)

- ⑰ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」並びに7 欄の「ユ」は、百分率を用いてください。

第五十号の五様式（第十条の五の五関係）（A4）

型式部材等製造者認証申請書

(略)

建築基準法第68条の11第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認証を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

<p>第五十号の六様式（第十条の五の七関係）（A4） 型式部材等製造者認証書 （略） 建築基準法第68条の11第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり型式部材等製造者としての認証をする。 （略）</p>	<p>第五十号の六様式（第十条の五の七関係）（A4） 型式部材等製造者認証書 （略） 建築基準法第68条の11第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり型式部材等製造者としての認証をする。 （略）</p>
<p>第五十号の七様式（第十条の五の七関係）（A4） 認証しない旨の通知書 （略） 上記による申請については、下記の理由により <u>建築基準法第68条の11第1項</u>（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による型式部材等製造者としての認証をしないこととしましたので、通知します。 （略）</p>	<p>第五十号の七様式（第十条の五の七関係）（A4） 認証しない旨の通知書 （略） 上記による申請については、下記の理由により <u>建築基準法第68条の23第1項</u>（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による型式部材等製造者としての認証をしないこととしましたので、通知します。 （略）</p>
<p>第五十号の八様式（第十条の五の十一関係）（A4） 認証型式部材等製造者等変更届出書 （略） 建築基準法第68条の11第2項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）で定める事項に下記のとおり変更がありましたので、<u>同法第68条の16</u>（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、</p>	<p>第五十号の八様式（第十条の五の十一関係）（A4） 認証型式部材等製造者等変更届出書 （略） 建築基準法第68条の11第2項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）で定める事項に下記のとおり変更がありましたので、<u>同法第68条の23第2項</u>（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、</p>

<p>届け出ます。 (略)</p>	<p>届け出ます。 (略)</p>
<p>第五十号の九様式（第十条の五の十二関係）（A4） 製造事業廃止届出書 (略) 下記の製造の事業を廃止するので、<u>建築基準法第68条の17第1項</u> 準用する同法第68条の17第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。 (略)</p>	<p>第五十号の九様式（第十条の五の十二関係）（A4） 製造事業廃止届出書 (略) 下記の製造の事業を廃止するので、<u>建築基準法第68条の17第1項</u> 準用する同法第68条の17第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。 (略)</p>
<p>第五十号の十一様式（第十条の五の二十一関係）（A4） 構造方法等の認定申請書 (略) 下記について、<u>建築基準法</u> <u>建築基準法施行令</u> 第 条 第 項 第 号 の 規定による認定を受けたいので、<u>同法第68条の25第1項</u>（同法第88条第1項 において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。この申請書及 び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 (略)</p>	<p>第五十号の十一様式（第十条の五の二十一関係）（A4） 構造方法等の認定申請書 (略) 下記について、<u>建築基準法</u> <u>建築基準法施行令</u> 第 条 第 項 第 号 の 規定による認定を受けたいので、<u>同法第68条の26第1項</u>（同法第88条第1項 において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。この申請書及 び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 (略)</p>
<p>第五十号の十二様式（第十条の五の二十二関係）（A4） 認定書 (略) 下記の構造方法等については、<u>建築基準法第68条の25第1項</u>（同法第88条 第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>建築基準法</u> <u>建築基準法施行令</u> <u>建築基準法施行規</u></p>	<p>第五十号の十二様式（第十条の五の二十二関係）（A4） 認定書 (略) 下記の構造方法等については、<u>建築基準法第68条の26第1項</u>（同法第88条 第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、<u>建築基準法</u> <u>建築基準法施行令</u> <u>建築基準法施行規</u></p>

第 8 条 第 1 項 第 1 号 の規定に適合することを認めらる。
(略)

第 8 条 第 1 項 第 2 号 の規定に適合することを認めらる。
(略)

別記第五十号の十四様式 (第十条の五の二十三関係) (A4)

(新設)

特殊構造方法等認定申請書

国土交通大臣 様 年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

下記について、建築基準法第 38 条 (同法第 67 条の 2、第 67 条の 4 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による認定を受けたいので、同法第 68 条の 26 (同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 認定を受けようとする構造方法又は建築材料の名称
2. 認定を受けようとする構造方法又は建築材料の内容
3. 備考

(注意)

① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください

- ② 氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- ③ 不要な文字は、抹消してください。
- ④ 備考欄には、当該申請以外に構造方法等の認定又は特殊構造方法等認定を受けようとしている旨を記載する等所要の事項を記入してください。
- ⑤ この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙（消印をしていないものに限る。）を貼り付けてください。

別記第五十号の十五様式（第十条の五の二十四関係）（A4）

（新設）

特殊構造方法等認定書

申請者 様 第 年 月 日 号
 国土交通大臣 印

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記の規定に適合するものと同等以上の効力があるものであることを認める。

記

- 1. 認定番号
- 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
- 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

（注意） この認定書は、大切に保存しておいてください。

特殊構造方法等認定をしない旨の通知書

第 年 月 日

申請者 様 国土交通大臣 印

1. 申請年月日 年 月 日
2. 当該申請に係る構造方法又は建築材料の名称

上記による構造方法又は建築材料については、下記の理由により建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この通知を受けた日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内は、これに対して（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(理由)

第五十一号様式 (第十条の七関係) (A4)

建築基準適合判定資格者登録申請書

(略)

(略)				
ふりがな 氏名	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日生	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
(略)				

第五十八号様式 (第十条の十二関係) (A4)

建築基準法第77条の39第3号に係る届出書

(第77条の59第6号関係)

(略)

第五十九号様式 (第十条の十二関係) (A4)

建築基準法第77条の39第3号に係る届出書

(第77条の59第7号関係)

(略)

第六十号の二様式 (第十条の十五の四関係) (A4)

第五十一号様式 (第十条の七関係) (A4)

建築基準適合判定資格者登録申請書

(略)

(略)				
ふりがな 氏名	生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日生	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
(略)				

第五十八号様式 (第十条の十二関係) (A4)

建築基準法第77条の39第3号に係る届出書

(第77条の59第5号関係)

(略)

第五十九号様式 (第十条の十二関係) (A4)

建築基準法第77条の39第3号に係る届出書

(第77条の59第6号関係)

(略)

(新設)

構造計算適合判定資格者登録申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、構造計算適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 ----- (署名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

ふりがな 氏名	生年月日	明・大昭・平年 月 日	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
本籍				
現住所	〒			
勤務先の名称				
勤務先の所在地	〒			
略歴等				

	構造計算適合判定資格者検定に合格した時期	平成	年
検定	合格通知日付	平成	年 月 日
	合格通知番号	第	号
欠格条項	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	ある	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> い <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	2 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	あるときは、その罪及び刑	-----	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日	年 月 日	年 月 日
	3 構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	取り消されたことがあるときは、その年月日	年 月 日	年 月 日
4 建築士法第10条第1項の規定により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	
取り消されたことがあるときは、その年月日	年 月 日	年 月 日	
5 公務員で懲戒免職の処分を受けたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	
処分を受けたことがあるときは、その年月日	年 月 日	年 月 日	
6 構造計算適合性判定の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に構造計算適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことはありませんか。	ある	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	
業務禁止処分を受けたことがあるときは、その期間	年 月 日から	年 月 日から	

年 月 日まで

※審査	登録手数料	経由	戸籍照合	登記照合	合格者照合	欠格審査	副申審査	名簿登録	登録証発行	※経由庁記載欄 責任者(職氏名)印
※登録番号				※登録年月日	平成 年 月 日				※都道府県 受付番号	
収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)										

(備考) 建築基準法施行規則第10条の15の3各号のいずれかに該当する者として登録を受けようとする場合には、略歴等欄に、当該各号のいずれかに該当する職歴等を具体的に記入すること。

第六十号の三様式(第十条の十五の六関係) (A4)
構造計算適合判定資格者登録証

本 籍 地

(氏 名)

年 月 日生

登録番号 第 号

(新設)

登録年月日 年 月 日

建築基準法第77条の66第1項の規定により、構造計算適合判定資格者の登録を受けたことを証する。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 (氏 名) 印

第六十号の四様式 (第十条の十五の六関係) (A4)
構造計算適合判定資格者登録事項変更申請書

(新設)

登録事項に下記のとおり変更がありましたので、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の60の規定により申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

〒

申請者住所

氏 名 ----- (署 名)

登録番号 第 号

記

1. 変更

登録事項	変更	変更年月日

ふりがな	氏名			
住所	〒	〒		
性別				
本籍地				
勤務先の名称				
勤務先の所在地	〒	〒		
登録証の訂正	有・無 (該当するものを○で囲む)			
備考				

2. 変更の理由

<p>収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)</p>

- 備考 1 登録証の訂正を受けない場合には、収入印紙は、貼らないこと。
 2 本籍地及び氏名の変更を申請する場合には、戸籍謄本又は戸籍

抄本を添付すること。

- 3 登録証の訂正を受ける場合には、当該登録証を添付すること。
- 4 変更事項以外は記載しなくてもよい。

第六十号の五様式（第十条の十五の六関係）（A4）

構造計算適合判定資格者登録証再交付申請書

（新設）

私は、このたび登録証を汚損、亡失しましたので、建築基準法施行規則第10条の15の6において読み替えて準用する同規則第10条の11第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長
殿
北海道開発局長

干

申請者住所

氏 名
(署 名)

記

1	ふり 氏	がな 名	
2	生 年 月 日		
3	性 別		
4	本 籍 地		

5	登 録 番 号	
6	登 録 年 月 日	
7	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日	
8	汚 損 又 は 亡 失 の 理 由 (具 体 的 に 詳 し く 記 入 の こ と 。)	
収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)		

(新設)

第六十号の六様式 (第十条の十五の六関係) (A4)
 構造計算適合判定資格者死亡届出書

下記の者は、平成 年 月 日死亡いたしましたので、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の61の規定により届け出ます。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
 北海道開発局長

〒

住 所
 相続人氏名

----- (署 名)

本人との続柄

記

- 1 氏名ふり
- 2 生年月日
- 3 本籍地
- 4 登録番号
- 5 登録年月日

備考 戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

第六十号の七様式 (第十条の十五の六関係) (A4)

構造計算適合判定資格者に係る 後見開始審判届出書
保佐開始

(新設)

下記の者は、平成 年 月 日 後見開始審判を受けましたので
保佐開始

、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の61の規定
により届け出ます。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

成年後見人又は保佐人

干

住所 氏名

(署名)

記

ふり
1 氏 名
2 生 年 月 日
3 本 籍 地
4 登 録 番 号
5 登 録 年 月 日

備考 登記事項証明書を添付すること。

第六十号の八様式（第十条の十五の六関係）（A4）

建築基準法第77条の66第2項において準用する

同法第77条の61第3号に係る届出書

（第77条の66第2項において準用する第77条の59第3号関係）

私はこのたび、禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたので、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

干

届出者住所

氏 名

（署 名）

記

（新設）

- ふりがな
- 1 氏名
 - 2 生年月日
 - 3 性別
 - 4 本籍地
 - 5 登録番号
 - 6 登録年月日
 - 7 罪及び刑
 - 8 上記7に処せられた年月日

第六十号の九様式(第十条の十五の六関係) (A4)

建築基準法第77条の66第2項において準用する

同法第77条の61第3号に係る届出書

(第77条の66第2項において準用する第77条の59第6号関係)

私はこのたび、建築士法第10条第1項の規定により建築士の免許を取り消されたので、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

地方整備局長殿
北海道開発局長

干

届出者住所

氏名

(署名)

記

- ふりがな
- 1 氏名
 - 2 生年月日

(新設)

- 3 性別
4 本籍地
5 登録番号
6 登録年月日

7 取り消された
建築士免許

- (1) 建築士免許の種別
(2) 登録番号
(3) 登録年月日
(4) 取消しの日

第六十号の十様式（第十条の十五の六関係）（A4）

建築基準法第77条の66第2項において準用する

同法第77条の61第3号に係る届出書

（第77条の66第2項において準用する第77条の59第7号関係）

私はこのたび、公務員で懲戒免職の処分を受けたので、建築基準法第77条の66第2項において準用する同法第77条の61の規定により、下記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

干

申請者住所

氏名

（署名）

記

ふり

がな

（新設）

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 本籍地
- 5 登録番号
- 6 登録年月日
- 7 懲戒免職の処分を受けた年月日

第六十号の十一様式（第十条の十五の六関係）（A4）
構造計算適合判定資格者登録消除申請書

（新設）

私はこのたび、構造計算適合判定資格者の登録を消除したいので、登録証を添えて下記のとおり申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

干

申請者住所

氏名

.....
(署名)

記

- 1 氏名 ふり がな
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 本籍地

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面から高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ヨ」及び「ユ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面から高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ル」及び「ユ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入し

分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超えない場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ヅ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑰～⑱ (略)

⑳ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物（イー1）」（建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物（イー2）」（同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イー1）に該当するものを除く。）をいう。）、「準耐火建築物（ロー1）」（同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物（ロー2）」（同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「耐火構造建築物」（同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）をいう。）、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

た床面積並びに「ホ」から「リ」までの合計欄に記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ヅ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑰～⑱ (略)

⑳ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物（イー1）」（建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物（イー2）」（同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イー1）に該当するものを除く。）をいう。）、「準耐火建築物（ロー1）」（同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物（ロー2）」（同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、又は「その他」のうち該当するものを記入してください。

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階とその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ヨ」及び「ユ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供す

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑬ (略)

⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階とその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑮ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 11欄の「ル」及び「レ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までの合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割

る部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」及び「ニ」の合計欄に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までの合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「エ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑰～⑱ (略)

⑳ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「エ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。
「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当する「チェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

⑥ (略)

合を乗じて得た面積を超える場合には、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ル」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑰～⑱ (略)

⑳ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「エ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。
「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。))又は「その他」のうち該当するものを記入してください。

⑥ (略)

第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4)

認定取消申請書

(第一面)

(略)

(第二面)

【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの部分】

【エ. 延べ面積】・【オ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(第三面)

(略)

【4. 耐火建築物等】

耐火建築物 準耐火建築物 (イー1) 準耐火建築物 (イー2)

準耐火建築物 (ロー1) 準耐火建築物 (ロー2) 耐火構造建築物

特定避難時間倒壊等防止建築物 その他

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4)

認定取消申請書

(第一面)

(略)

(第二面)

【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅の部分] (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 延べ面積】・【エ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(第三面)

(略)

【4. 耐火建築物】

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ユ」の延べ面積及び「ヨ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ル」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、

じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ヨ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑧ 8欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ヨ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。
「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

⑤・⑥ (略)

第六十五号の二様式(第十条の二十一関係)(A4)

許可取消申請書

(第一面)

(略)

「ヨ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑧ 8欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ヨ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。
「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。))又は「その他」のうち該当するものを記入してください。

⑤・⑥ (略)

第六十五号の二様式(第十条の二十一関係)(A4)

許可取消申請書

(第一面)

(略)

(第二面)

【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

【ヲ. 延べ面積】・【ヅ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(第三面)

(略)

【4. 耐火建築物等】

耐火建築物 準耐火建築物 (イー1) 準耐火建築物 (イー2)

準耐火建築物 (ロー1) 準耐火建築物 (ロー2) 耐火構造建築物

特定避難時間倒壊等防止建築物 その他

(略)

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面から高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇

(第二面)

【1. 敷地の番号】～【10. 建築面積】 (略)

【11. 延べ面積】

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 延べ面積】・【ヲ. 容積率】 (略)

【12. 建築物の数】～【14. 備考】 (略)

(第三面)

(略)

【4. 耐火建築物】

(注意)

1. ・2. (略)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面から高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の

降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ユ」の延べ面積及び「ヨ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合には、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を除いた面積）を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ヨ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積

用に供する部分、「ホ」に自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑱ 共同住宅については、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑲ 11欄の「ル」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合には、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ユ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、8欄「ホ」(2)によることとします。

は、8欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑧ 8欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 10欄の「ロ」並びに11欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、 「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。 「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、 「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、 「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))をいう。)、 「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

⑤・⑥ (略)

第六十七号の三様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係) (A4)

全体計画認定申請書

(第一面)～(第三面)

(略)

(第四面)

【1. 工事の番号】～【4. 面積】 (略)

【5. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
(全体) (既存改修部分) (本工事の分)

(1)～(5) (略)

⑧ 8欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 10欄の「ロ」並びに11欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。

4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 4欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、 「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。 「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、 「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。))又は「その他」のうち該当するものを記入してください。

⑤・⑥ (略)

第六十七号の三様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係) (A4)

全体計画認定申請書

(第一面)～(第三面)

(略)

(第四面)

【1. 工事の番号】～【4. 面積】 (略)

【5. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
(全体) (既存改修部分) (本工事の分)

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ～ 【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

() () () () () () () ()

【ヲ. 延べ面積】 ・ 【ヅ. 容積率】 (略)

【6. 建築物の数】 ～ 【10. 備考】 (略)

(第五面)

(略)

【6. 耐火建築物等】

耐火建築物 準耐火建築物 (イー1) 準耐火建築物 (イー2)

準耐火建築物 (ロー1) 準耐火建築物 (ロー2) 耐火構造

建築物 特定避難時間倒壊等防止建築物 その他

(略)

(第六面)

(略)

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、5欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のものを含む。

【イ. 建築物全体】 (略)

【ロ. 地階の住宅の部分】 (略)

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ～ 【ヌ. 住宅の部分】 (略)

【ル. 延べ面積】 ・ 【ヲ. 容積率】 (略)

【6. 建築物の数】 ～ 【10. 備考】 (略)

(第五面)

(略)

【6. 耐火建築物】

耐火建築物

特定避難時間倒壊等防止建築物 その他

(略)

(第六面)

(略)

(注意)

1. ～ 4. (略)

5. 第四面関係

①～④ (略)

⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、5欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)のものを含む。

ための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑥ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、5欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑦ 5欄の「ユ」の延べ面積及び「ヨ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ロ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑥ 共同住宅については、5欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑦ 5欄の「ユ」の延べ面積及び「ヨ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ユ」の敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

⑧～⑬ (略)

⑭ 4欄の「ロ」及び5欄の「エ」は、百分率を用いてください。

⑮・⑯ (略)

6. 第五面関係

①～④ (略)

⑤ 6欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、
「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。
「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、
「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)
「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))をいう。、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

⑥～⑭ (略)

7. (略)

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
(略)	(略)
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
(略)	(略)

(1)～(5) (略)

⑧～⑬ (略)

⑭ 4欄の「ロ」及び5欄の「エ」は、百分率を用いてください。

⑮・⑯ (略)

6. 第五面関係

①～④ (略)

⑤ 6欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イー1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、
「準耐火建築物(イー2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イー1)に該当するものを除く。))をいう。
「準耐火建築物(ロー1)」(同令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、
「準耐火建築物(ロー2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)
又は「その他」のうち該当するものを記入してください。

⑥～⑭ (略)

7. (略)

別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
(略)	(略)
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
(略)	(略)

○ 建築基準法に基く指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

甲

乙

第二号様式（第十四条関係）
確認検査の業務の予定件数

第二号様式（第十四条関係）
確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定（令第136の2の11第1号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を含む建築物に限る。）	建築確認 1件
	完了検査 1件
	中間検査 1件
	仮使用認定 1件
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を含む建築物を除く。）	建築確認 1件
	完了検査 1件
	中間検査 1件
	仮使用認定 1件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認 1件
	完了検査 1件
	中間検査 1件
	仮使用認定 1件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認 1件
	完了検査 1件
	中間検査 1件
	仮使用認定 1件
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計 建築確認 1件	

業務の区分	推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定（令第136の2の11第1号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を含む建築物に限る。）	建築確認 1件
	中間検査 1件
	完了検査 1件
	(新設) 1件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認 1件
	中間検査 1件
	完了検査 1件
	(新設) 1件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認 1件
	中間検査 1件
	完了検査 1件
	(新設) 1件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認 1件
	中間検査 1件
	完了検査 1件
	(新設) 1件
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計 建築確認 1件	

画に含まれるものを除く。)	完了検査	件
	中間検査	件
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認	件
	完了検査	件
	中間検査	件
工作物	建築確認	件
	完了検査	件
	中間検査	件
	仮使用認定	件
	建築確認	件
合 計	完了検査	件
	中間検査	件
	仮使用認定	件

備考 1・2 (略)

3 建築確認、完了検査、中間検査又は仮使用認定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。(指定の更新の場合を除く。)

4 (略)

第二号の二様式（第十四条関係）

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数
(略)

業 務 の 区 分	実施件数	
床面積の合計が500㎡以内の建築物	建築確認	件
	完了検査	件
	中間検査	件
	<u>仮使用認定</u>	件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認	件
	完了検査	件

画に含まれるものを除く。)	中間検査	件
	完了検査	件
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認	件
	中間検査	件
	完了検査	件
工作物	建築確認	件
	中間検査	件
	完了検査	件
	(新設)	件
	建築確認	件
合 計	中間検査	件
	完了検査	件
	(新設)	件

備考 1・2 (略)

3 建築確認、中間検査又は完了検査を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。(指定の更新の場合を除く。)

4 (略)

第二号の二様式（第十四条関係）

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数
(略)

業 務 の 区 分	実施件数	
床面積の合計が500㎡以内の建築物	建築確認	件
	中間検査	件
	完了検査	件
	(新設)	件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認	件
	中間検査	件

床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	中間検査	件
	仮使用認定	件
	建築確認	件
	完了検査	件
	中間検査	件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	仮使用認定	件
	建築確認	件
	完了検査	件
	中間検査	件
	仮使用認定	件
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認	件
	完了検査	件
	中間検査	件
	建築確認	件
	完了検査	件
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認	件
	完了検査	件
	中間検査	件
	建築確認	件
	完了検査	件
工作物	仮使用認定	件
	建築確認	件
	完了検査	件
	中間検査	件
	仮使用認定	件
合計	件	件

備考 (略)

第四号様式（第十九条関係）

指定確認検査機関業務区域増加認可申請書

(略)

床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	完了検査	件
	(新設)	件
	建築確認	件
	中間検査	件
	完了検査	件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	(新設)	件
	建築確認	件
	中間検査	件
	完了検査	件
	(新設)	件
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認	件
	中間検査	件
	完了検査	件
	建築確認	件
	完了検査	件
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認	件
	中間検査	件
	完了検査	件
	建築確認	件
	完了検査	件
工作物	(新設)	件
	建築確認	件
	中間検査	件
	完了検査	件
	(新設)	件
合計	件	件

備考 (略)

第四号様式（第十九条関係）

指定確認検査機関業務区域増加認可申請書

(略)

<p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 第14条第1号から第5号まで、第7号、第10号、<u>第10号の2、第13号、第15号及び第16号</u>に掲げる書類を添付すること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 第14条第1号から第5号まで、第7号、第10号、<u>第13号及び第14号</u>に掲げる書類を添付すること。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第十号の二様式 (第三十一条の三関係) 指定構造計算適合性判定機関指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>国土交通大臣</u> <u>地方整備局長</u> 殿 知事</p> <p>申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印</p> <p>建築基準法第18条の2第1項の指定を受けたいので、<u>同法第77条の35の2第1項</u>の規定により、申請します。</p> <p>1 指定を受けようとする業務区域</p> <p>2・3 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>第十号の二様式 (第三十一条の三関係) 指定構造計算適合性判定機関指定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>知事 殿</p> <p>申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印</p> <p>建築基準法第18条の2第1項の指定を受けたいので、<u>同法第77条の35の2</u>の規定により、申請します。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>備考 (略)</p>
<p>第十号の二の二様式 (第三十一条の三関係) 構造計算適合性判定の業務の予定件数</p> <p>業 務 の 区 分</p> <p>推定件数</p>	<p>(新設)</p>

<p>特定構造計算基準 又は特定増改築構 造計算基準（建築 基準法第20条第1 項第2号イ又は第 3号イに規定する プログラムによる 構造計算によって 確かめられる安全 性を有することに 係る部分に限る。 ）に適合するかど うかの判定</p>	<p>床面積の合計が1,000㎡以内の建築 物</p>		件
	<p>床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物</p>		件
<p>特定構造計算基準 又は特定増改築構 造計算基準（建築 基準法第20条第1 項第2号イに規定 する方法による構 造計算によって確 かめられる安全性 を有することに係 る部分に限る。） に適合するかど うかの判定</p>	<p>床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物</p>		件
	<p>床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物</p>		件
<p>特定構造計算基準 又は特定増改築構 造計算基準（建築 基準法第20条第1 項第2号イに規定 する方法による構 造計算によって確 かめられる安全性 を有することに係 る部分に限る。） に適合するかど うかの判定</p>	<p>床面積の合計が1,000㎡以内の建築 物</p>		件
	<p>床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物</p>		件
<p>特定構造計算基準 又は特定増改築構 造計算基準（建築 基準法第20条第1 項第2号イに規定 する方法による構 造計算によって確 かめられる安全性 を有することに係 る部分に限る。） に適合するかど うかの判定</p>	<p>床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物</p>		件
	<p>床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物</p>		件

	床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
	合計	件

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 1事業年度に行う推定件数を記載すること。
- 3 構造計算適合性判定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。
(指定の更新の場合を除く。)
- 4 指定の更新の場合には、前事業年度の実績を記載すること。

第十号のこの三様式（第三十一条の三関係）

過去20事業年度以内における構造計算適合性判定の実施件数

(新設)

期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

業務の区分		実施件数
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる構造計算によって	床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件

<p>確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。) に適合するかどう うかの判定</p>	<p>床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物</p>	<p>件</p>
	<p>床面積の合計が50,000㎡を超える建築物</p>	<p>件</p>
<p>特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(建築基準法第20条第1項第2号イに規定する方法による構造計算)によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定</p>	<p>床面積の合計が1,000㎡以内の建築物</p>	<p>件</p>
	<p>床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物</p>	<p>件</p>
	<p>床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物</p>	<p>件</p>
	<p>床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物</p>	<p>件</p>
<p>合 計</p>		<p>件</p>

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内に行つた構造計算適合性判定の件数を記載すること。ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法附則第1条の規定による改正前の建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けている場合は、改正法の施行の日（平成27年6月1日）から起算して20年を経過するまでの間は、平成27年6月1日から申請の日の属する事業年度の前日までの間に行つた構造計算適合性判定の件数を記載すること。
- 3 各事業年度ごとの構造計算適合性判定の実施件数の内訳を記載した書類を添付すること。

第十号の三様式（第三十一条の四、三十一条の六関係）

指定構造計算適合性判定機関名称変更届出書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長 殿
知事

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

名称又は住所を変更するので、建築基準法第77条の35の5第2項又は第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更後の名称又は住所
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

第十号の三様式（第三十一条の四関係）

指定構造計算適合性判定機関変更届出書

年 月 日

知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

備考 (略)

備考 (略)

第十号の三の二様式 (第三十一条の四の二関係)

(新設)

指定構造計算適合性判定機関業務区域変更認可申請書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長 殿
知事

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

業務区域の増加 (減少) に係る認可を受けたいので、建築基準法第77条の3
5の6第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 業務区域の増加 (減少) の範囲
- 2 業務区域を増加 (減少) しようとする年月日
- 3 業務区域を増加 (減少) しようとする理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

3 第31条の3第1号から第5号まで、第7号、第10号の2、第10号の3、第13号、第14号の2及び第15号に掲げる書類を添付すること。

4 氏名 (法人の場合にあつては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。

第十号の三の三様式 (第三十一条の六関係)

(新設)

指定構造計算適合性判定機関事務所所在地変更届出書

年 月 日

知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
印

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の35の8第2項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更後の事務所の所在地
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
- 3 氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。

第十号の四様式（第三十一条の七関係）

指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長 殿
知事

第十号の四様式（第三十一条の七関係）

指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書

年 月 日

知事 殿

<p>(略)</p> <p>構造計算適合性判定員の選任（解任）をしたので、<u>建築基準法第77条の35の9第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選任（解任）した構造計算適合性判定員の氏名及び略歴 2 選任（解任）の理由 <p>備考 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>構造計算適合性判定員の選任（解任）をしたので、<u>建築基準法第77条の35の7第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選任（解任）した構造計算適合性判定員の氏名及び略歴 2 選任（解任）の理由 <p>備考 (略)</p>
<p>第十号の五様式（第三十一条の八関係）</p> <p>指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>国土交通大臣</u> <u>地方整備局長</u> 殿 知事 (略)</p> <p>構造計算適合性判定業務規定の認可を受けたいので、<u>建築基準法第77条の35の12第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。</u></p> <p>備考 (略)</p>	<p>第十号の五様式（第三十一条の八関係）</p> <p>指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>知事 殿 (略)</p> <p>構造計算適合性判定業務規定の認可を受けたいので、<u>建築基準法第77条の35の9第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。</u></p> <p>備考 (略)</p>
<p>第十号の六様式（第三十一条の八関係）</p> <p>指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書</p> <p>年 月 日</p>	<p>第十号の六様式（第三十一条の八関係）</p> <p>指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書</p> <p>年 月 日</p>

国土交通大臣
地方整備局長
知事
殿
(略)

構造計算適合性判定業務規定の変更の認可を受けたいので、建築基準法第77条の35の12第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

備考 (略)

第十号の六の二様式 (第三十一条の九の二関係)

知事
殿
(略)

構造計算適合性判定業務規定の変更の認可を受けたいので、建築基準法第77条の35の9第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

備考 (略)

(新設)

指定構造計算適合性判定機関票 この欄は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容及び業務内容を表示します。	
指定の番号	国土交通大臣 地方整備局長 知事 () 第 号
指定の有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
機関の名称	
主たる事務所の住所	電話番号 ()
代表者氏名	
業務区域	

45cm以上

委任都道府県知事	
取り扱う建築物	

35cm以上

備考 1 「委任都道府県知事」の欄には、建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした都道府県知事名を〇〇県知事等と記載すること。

2 「取り扱う建築物」の欄には、当該指定構造計算適合性判定機関が、構造計算適合性判定の業務の対象とする建築物として構造計算適合性判定業務規程において定めるものを記載すること。

第十号の七様式 (第三十一条の十二関係)
指定構造計算適合性判定機関業務休止許可申請書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長 殿
知事
(略)

構造計算適合性判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)に係る許可を受けたいので、建築基準法第77条の35の18第1項の規定により、次のとおり申請します。
(略)

第十一号様式 (第三十二条関係)

第十号の七様式 (第三十一条の十二関係)
指定構造計算適合性判定機関業務休止許可申請書

年 月 日

知事 殿
(略)

構造計算適合性判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)に係る許可を受けたいので、建築基準法第77条の35の13第1項の規定により、次のとおり申請します。
(略)

第十一号様式 (第三十二条関係)

指定認定機関指定申請書	指定認定機関指定申請書
<p>(略)</p> <p>建築基準法第68条の24第1項の指定を受けたいので、同法第77条の36第2項の規定により、申請します。</p> <p>(略)</p> <p>第二十一号様式 (第四十七条関係)</p> <p>承認認定機関承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>建築基準法第68条の24第3項の承認を受けたいので、同法第77条の54第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。</p> <p>(略)</p> <p>第二十九号様式 (第五十八条関係)</p> <p>指定性能評価機関指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>建築基準法第68条の25第3項の指定を受けたいので、同法第77条の56第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。</p> <p>(略)</p> <p>第三十六号様式 (第七十二条関係)</p> <p>承認性能評価機関承認申請書</p>	<p>(略)</p> <p>建築基準法第68条の25第1項の指定を受けたいので、同法第77条の36第2項の規定により、申請します。</p> <p>(略)</p> <p>第二十一号様式 (第四十七条関係)</p> <p>承認認定機関承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>建築基準法第68条の25第3項の承認を受けたいので、同法第77条の54第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。</p> <p>(略)</p> <p>第二十九号様式 (第五十八条関係)</p> <p>指定性能評価機関指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>建築基準法第68条の26第3項の指定を受けたいので、同法第77条の56第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。</p> <p>(略)</p> <p>第三十六号様式 (第七十二条関係)</p> <p>承認性能評価機関承認申請書</p>

<p>(略)</p> <p>建築基準法第68条の25第6項の指定を受けたいので、同法第77条の57第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>建築基準法第68条の26第6項の指定を受けたいので、同法第77条の57第2項において準用する同法第77条の36第2項の規定により、申請します。</p> <p>(略)</p>
--	--

るもの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮10欄の「ユ」の延べ面積及び「ヨ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ヨ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は

降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑯共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰10欄の「ル」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ユ」の敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

<p>、6欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>⑩6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>⑩6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9欄の「ロ」並びに10欄の「ヅ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>4. (略)</p>
--	---

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>様式第15（第五十二条関係）</p> <p>許可申請書 （第一面）</p> <p>（略）</p> <p>（第二面）</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p> <p>【1. 地名地番】～【8. 建築面積】（略）</p> <hr/> <p>【9. 延べ面積】（申請部分）（申請以外の部分）（合計）</p> <p>【イ. 建築物全体】（略）</p> <p>【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】（略）</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】（略）</p> <p>【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】</p> <p>（ ）（ ）（ ）</p> <p>【エ. 延べ面積】・【オ. 容積率】（略）</p> <hr/> <p>【10. 建築物の数】～【14. 備考】（略）</p> <p>（第三面）</p> <p>（略）</p> <p>（注意）</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑩（略）</p> <p>⑫ 9欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル</p>	<p>様式第15（第五十二条関係）</p> <p>許可申請書 （第一面）</p> <p>（略）</p> <p>（第二面）</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p> <p>【1. 地名地番】～【8. 建築面積】（略）</p> <hr/> <p>【9. 延べ面積】（申請部分）（申請以外の部分）（合計）</p> <p>【イ. 建築物全体】（略）</p> <p>【ロ. 地階の住宅の部分】（略）</p> <p>【ハ. エレベーターの昇降路の部分】～【ヌ. 住宅の部分】（略）</p> <p>【ル. 延べ面積】・【オ. 容積率】（略）</p> <hr/> <p>【10. 建築物の数】～【14. 備考】（略）</p> <p>（第三面）</p> <p>（略）</p> <p>（注意）</p> <p>1. ・ 2. （略）</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑩（略）</p> <p>⑫ 9欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル</p>

ル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途にする部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれを記入すること。

⑬ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、9欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とする。

⑭ 9欄の「ヨ」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とする。また、建築基準法第52条第12項の規

ル以下にあるものの住宅の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれを記入すること。

⑬ 共同住宅については、9欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とする。

⑭ 9欄の「ル」の延べ面積及び「ユ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とする。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ユ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとする。

定を適用する場合には、「エ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとする。

(1)～(5) (略)

⑮ 6欄の「ハ」、⑮「ニ」、⑮「ヘ」及び「ト」、8欄の「ロ」並びに9欄の「エ」は、百分率を用いること。

⑯ (略)

4. (略)

(1)～(5) (略)

⑮ 6欄の「ハ」、⑮「ニ」、⑮「ヘ」及び「ト」、8欄の「ロ」並びに9欄の「エ」は、百分率を用いること。

⑯ (略)

4. (略)

するもの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 10欄の「ユ」の延べ面積及び「ヨ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を除いた面積）を乗じて得た面積を乗じて得た面積（これを(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ヨ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積

昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ 共同住宅については、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分及び共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑮ 10欄の「ユ」の延べ面積及び「ヨ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積）を乗じて得た面積（これを(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「ヨ」の敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)～(5) (略)

<p>は、6 欄「ホ」(2)によることとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>⑩ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9 欄の「ロ」並びに10欄の「ヰ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>⑩ 6 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9 欄の「ロ」並びに10欄の「ヰ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>4. (略)</p>
--	--

○建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

新		旧	
第四号の二書式（第十七条の十四の二関係） 構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書 (略)		第四号の二書式（第十七条の十四の二関係） 構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。） <u>第20条第1項第1号</u> に掲げる建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物	建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。） <u>第20条第1号</u> に掲げる建築物 2 法第20条第2号に掲げる建築物 3 法第20条第3号に掲げる建築物 4 法第20条第4号に掲げる建築物
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)